

# 高齢者利用施設の循環型浴槽等に係るレジオネラ症防止対策要綱

平成28年12月9日

28世保生第3296号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者利用施設の循環型浴槽等を原因とするレジオネラ症の発症を防止するための衛生管理に関する基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者利用施設 次に掲げる施設(区内に存するものに限る。)をいう。

ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下この号において「法」という。)第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター

イ 法第20条の4に規定する養護老人ホーム

ウ 法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

エ 法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第28項に規定する介護老人保健施設

カ アからオまでに掲げるもののほか、法、介護保険法その他の法令に基づき設置される施設であって専ら高齢者が利用するもの

(2) 循環型浴槽等 循環型浴槽、循環型機械浴槽又は循環給湯シャワーをいう。

(3) 循環型浴槽 複数人が入浴することできる浴槽であって、浴槽水を循環させて使用するものをいう。

(4) 循環型機械浴槽 ストレッチャー又は車椅子ごとに入浴することができる浴槽であって、浴槽水を循環させて使用するものをいう。

(5) 循環給湯シャワー 貯湯槽及びポンプを用いて常時循環させる湯を使用するシャワーをいう。

(設置の届出等)

第3条 世田谷保健所長(以下「保健所長」という。)は、高齢者利用施設に循環型浴槽等を設置した者に、循環型浴槽等設置届(第1号様式)を提出させるものとする。

2 保健所長は、循環型浴槽等設置届に記載した事項に変更が生じたときは、変更届(第2号様式)を提出させるものとする。

3 保健所長は、高齢者利用施設の営業者が循環型浴槽等を完全に撤去したときは、廃止届(第3号様式)を提出させるものとする。

(衛生管理基準)

第4条 保健所長は、高齢者利用施設の営業者に、次に定めるところにより、循環型浴槽等の衛生管理を行わせるものとする。

(1) 浴槽水は、1日につき1回以上換水すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、1週間につき1回以上換水すること。

(2) 前号ただし書の規定にかかわらず、浴槽に気泡発生装置等のエアロゾルが発生す

るおそれのあるものを使用している場合は、当該浴槽の浴槽水を1日につき1回以上換水すること。

- (3) ろ過器は、1週間につき1回以上逆洗浄を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
- (4) 循環配管は、1週間につき1回以上内部の消毒を行うこと。
- (5) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。
- (7) 浴槽水のレジオネラ属菌に係る水質検査は、浴槽ごとに1年につき1回以上行うこととし、1日につき1回以上換水しない浴槽水にあっては、当該水質検査を1年につき2回以上行うよう努めること。
- (8) 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。
- (9) 貯湯槽は、1年につき1回以上内部の清掃及び消毒を行うこと。
- (10) 循環給湯シャワーの循環給湯水については、末端の給湯栓において摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、末端の給湯栓において、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.1ミリグラム以上になるように保つこと。

(衛生管理の状況の報告等)

第5条 保健所長は、1年に1回、高齢者利用施設の営業者に循環型浴槽等の衛生管理の状況を書面により報告させるものとする。

2 保健所長は、前項に定めるもののほか、次に掲げる場合は速やかに高齢者利用施設の営業者に循環型浴槽等の衛生管理の状況を報告させるものとする。

- (1) 高齢者利用施設の営業者による衛生管理が前条各号に定める基準に適合しないとき。
- (2) 前条第7号の水質検査においてレジオネラ属菌が検出されたとき。
- (3) 高齢者利用施設においてレジオネラ症の疑いのある患者が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者利用施設の営業者による衛生管理に支障が生じたとき。

3 保健所長は、次の各号に掲げる場合は、高齢者利用施設の営業者に当該各号に定める事項を実施させるものとする。

- (1) 前項第2号に掲げる場合 衛生上の措置を速やかに講じるとともに、再度、前条第7号の水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。
- (2) 前項第3号に掲げる場合 発生源と思われる循環型浴槽等の使用を直ちに中止し、現状を維持すること。

(遵守事項)

第6条 保健所長は、高齢者利用施設の営業者に次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 高齢者利用施設の従業者等に対し、第4条各号に掲げる事項を周知すること。
- (2) 高齢者利用施設の従業者の中から、循環型浴槽等の衛生管理に係る管理者を定めること。
- (3) 前号の管理者に循環型浴槽等の衛生管理の状況を書面に記録させ、当該書面を定期的に高齢者利用施設の営業者に対し提示させること。
- (4) 前号の書面その他の循環型浴槽等の衛生管理に関する帳簿書類を3年間保存すること。

と。

(立入調査等)

第7条 保健所長は、次に掲げる場合において必要と認めるときは、高齢者利用施設に対し立入調査を実施する。

- (1) 循環型浴槽等設置届の提出があった場合
- (2) 次に掲げる場合において高齢者利用施設の事業者による報告があったとき
  - ア 第5条第2項第1号に掲げる場合
  - イ 第5条第2項第2号に掲げる場合
  - ウ 第5条第2項第3号に掲げる場合
  - エ 第5条第2項第4号に掲げる場合
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第1項の規定による医師の届出に係るレジオネラ症の患者が高齢者利用施設の利用者であることが判明した場合

2 保健所長は、次の各号に掲げる場合において前項の立入調査を行ったときは、当該各号に定める規定の例により、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 前項第2号イに掲げる場合 公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱(平成27年10月27日27世保生第1902号。次条第3項において「指導要綱」という。)の規定
- (2) 前項第2号ウ又は第3号に掲げる場合 レジオネラ症患者発生時における施設調査マニュアル(平成27年10月27日27世保生第1903号)の規定

(水質検査)

第8条 保健所長は、必要に応じ、高齢者利用施設の循環型浴槽等に係る水質検査を行うものとする。

2 前項の水質検査は、世田谷区公衆浴場法施行細則(昭和55年5月世田谷区規則第46号)第10条第1項に定める水質基準に適合しているかどうかについて行うものとする。

3 保健所長は、第1項の水質検査においてレジオネラ属菌が検出されたときは、指導要綱の規定の例により必要な措置を講じるものとする。

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。